別記様式（別紙書式甲の(注)１、別紙書式乙、丙の(注)、別紙書式戊の(注)１関係、別紙書式辛の（注）関係）

１　森林整備地域活動支援対策事業等

様式Ⅰ

平成　　年度森林整備地域活動支援対策事業等の内容及び経費の配分総括表

（単位：円）

区　　分	事　業　費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業等に要する経費 (A)+(B)	経費内訳 国庫補助金等 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	備　考
森林整備地域活動支援対策事業							
保安林整備管理事業							
森林病害虫等防除事業	4,285,000	4,285,000	2,142,000	2,143,000			
森林資源地方公共団体管理事業							
地域森林計画編成事業							
市町村森林情報緊急整備事業							
林業就業促進資金造成費補助事業							
林業・木材産業改善資金造成費補助事業							
林業普及指導事業							
日本型フォレスター活動・育成支援事業							
合　　計							

保安林担当班	課　員	主　任
		村哲

H23国庫採択報告書

本案により施行してよろしいか。

（報告）

様式１の付

3　森林病害虫等防除事業

区分			数量	事業費（円） (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費（円） (A)+(B)	経費内訳 国庫補助金（円） (A)	県（都道府）負担金（円） (B)	市町村負担金（円） (C)	その他負担金（円） (D)	備考
森林病害虫等駆除費				1,000,000	1,000,000	500,000	500,000			
	松くい虫駆除費	命令等に係るもの	158 ~~275~~本	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000			
		奨励に係るもの								
	その他松くい虫駆除費									
	その他森林病害虫等駆除費									
防除に関する事務費										
	森林病害虫等の駆除に関する事務費（奨励防除に係るものを除く。）									
	奨励防除に関する事務費									
防除に附帯する事業費				3,285,000	3,285,000	1,642,000	1,643,000			
計				4,285,000	4,285,000	2,142,000	2,143,000			

（注）1　「松くい虫防除事業計画」、「森林病害虫等（松くい虫を除く。）防除事業計画」及び「防除に附帯する事業計画」を添付すること。

2　「命令等に係るもの」とは防除法第５条第２項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第５条第３項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第５条第１項の規定による防除法第３条第１項の命令により受命者が行う防除、防除法第７条第１項の規定による森林害虫防除員の指示により受命者が行う防除及び防除法第５条第４項において準用する防除法第４条第１項の規定により都道府県知事が行う防除をいう。

3　「奨励に係るもの」とは、松くい虫被害対策自主事業計画に基づき松林所有者等が行う防除をいう。

4　防除に関する事務費については、備考欄に地方自治法施行規則第１５条の別記による節に区分して記入すること。

5　防除に関する事務費の算出基礎に備品購入がある場合は、備品名、数量及び金額を備考欄に記載すること。

森林病害虫等防除事業明細表

（1）松くい虫防除事業計画

防除方法	区　　分	数　　量	事業費（円）	負担区分				備　　考
				国庫補助金（円）	県（都道府）負担金（円）	市町村負担金（円）	その他負担金（円）	
樹幹注入	命令等に係るもの	~~275~~ 58	1,000,000	500,000	500,000			
	奨励に係るもの							
	小　計	~~275~~ 58	1,000,000	500,000	500,000			
	命令等に係るもの							
	奨励に係るもの							
	小　計							
	命令等に係るもの							
	奨励に係るもの							
	小　計							
	命令等に係るもの							
	奨励に係るもの							
	小　計							
合計	命令等に係るもの	275	1,000,000	500,000	500,000			
	奨励に係るもの							
	小　計	275	1,000,000	500,000	500,000			

（注）1 防除方法欄は、伐倒（薬剤散布型１種）駆除、伐倒（薬剤散布型２種（林内処理））駆除、伐倒（薬剤散布型２種（搬出処理））駆除、伐倒（くん蒸型１種）駆除、伐倒（くん蒸型２種（林内処理））駆除、伐倒（くん蒸型２種（搬出処理））駆除、伐採跡地駆除、伐採木等駆除、枯損幼齢木駆除、特別伐倒（破砕１種）駆除、特別伐倒（破砕２種（一般搬出））駆除、特別伐倒（破砕２種（林内散布））駆除、特別伐倒（破砕２種（ヘリ搬出））駆除、特別伐倒（全木焼却）駆除、補完伐倒（１種）駆除、補完伐倒（２種）駆除、薬剤防除（特別防除）、薬剤防除（地上散布（一般散布））、薬剤防除（地上散布（無人ヘリコプター散布））、薬剤防除（地上散布（スプリンクラー散布））、樹幹注入、薬剤散布（被害拡大未然防止対策緊急防除）に区分する。

2 数量の単位は、枯損幼齢木駆除、薬剤防除（特別防除、地上散布）にあっては「ha」、伐採跡地駆除にあっては「a」、樹幹注入にあっては「本」（立木本数）、それ以外の駆除及び防除にあっては「m^3」とする。

3 備考欄に、害虫等名別、防除方法別に積算根拠を記入すること。

（4）防除に附帯する事業計画

区　　分	数量	事　業　費（円） (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費 (A)+(B)	経　費　内　訳 国庫補助金（円） (A)	県（都道府）負担金 (B)	市町村負担金（円） (C)	その他負担金（円） (D)	備　考
被害防止対策事業								
都道府県が実施主体のもの								
都道府県以外が実施主体のもの								
被害監視事業								
都道府県が実施主体のもの								
都道府県以外が実施主体のもの								
薬剤防除自然環境等影響調査事業								
都道府県が実施主体のもの		3,285,000	3,285,000	1,642,000	1,643,000			
都道府県以外が実施主体のもの								
合　　計		3,285,000	3,285,000	1,642,000	1,643,000			

（注）　特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布）により行う場合は、その旨を明記すること。

③薬剤防除自然環境等影響調査事業

ア　定点追跡調査

調査定点所在地	薬剤散布地域	宮崎市、延岡市、新富町		
	薬剤無散布地域			
調　査　内　容		事業費　(円)	調査実施者	備　　考
(1)　環境条件調査		1,351,800	岩切環境技研㈱	特別防除　　乳剤
(2)　自然環境等に及ぼす影響調査		1,933,200	(財)宮崎県環境科学協会	特別防除　　乳剤
(3)　その他				

(注) 1　調査実施者は、県林業試験場、県○○研究所、財団法人○○研究所等と具体的に記入すること。

2　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、マイクロカプセル剤、乳剤等を記入する。

事試験　1,239,000
〃　1,771,875
計　3,010,875
3,285,000円（事務費274,125含む）
按分する。

イ　簡易調査

(ア) 水質調査

市町村名	散布面積	地点数	検体数		事業費　(円)	備考
			特別防除実施地区内	特別防除実施地区下流		
	ha					
計						

(注)　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、事業費の積算過程を記入する。

(イ) 気中濃度調査

市町村名	散布面積	地点数	検体数	事業費　(円)	備考
	ha				
計					

(注)　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、事業費の積算過程を記入する。

宮崎県森林経営課
23. 6. -7
第

③

２３林政政第１１６号
平成２３年６月１日

宮　崎　県　知　事　殿

農林水産大臣　鹿　野　道　彦

平成２３年度森林整備地域活動支援対策事業交付金等の交付決定の通知について

平成２３年５月１２日付け２４９５５－１１１３で申請のあった平成２３年度森林整備地域活動支援対策事業交付金等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第８条の規定により通知する。

記

1　補助金等交付の対象となる事業は、平成２３年５月１２日付け２４９５５－１１１３で申請（以下「申請書」という。）のあった森林整備地域活動支援対策事業等とし、その内容は申請書の補助事業等の内容欄記載のとおりとする。

2　補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりである。ただし、補助事業等の内容が変更された場合における補助事業等に要する経費及び補助金等の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業等に要する経費	金３１３，２６５，０００円
補　助　金　等　の　額	金６７，２７５，０００円

3　補助事業等に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金等の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

4　補助金等の確定額は、次の各号により算出した額の合計額とする。

(1)　森林整備地域活動支援交付金

補助事業に要した配分経費の実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額。

(2)　保安林整備管理事業

補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額に２分の１を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

(3)　森林病害虫等防除事業　事業費 4,285,000　国費 2,142,000

①　補助事業者が行う事業については、別表の区分（防除方法別等区分のあるものについては、防除方法別等区分）ごとの補助事業等に要した配分経費の実支出額に別表に掲げる率を乗じて得た額と、３の配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

②　間接補助事業者が行う事業については、別表の区分（防除方法別等区分のあるものについては、防除方法別等区分）ごとの補助事業等に要した配分経費の実支出額に３分の２（北海道の、のねずみにあっては４分の３）を乗じて得た額と、これに対応する間接補助事業に要した実支出額に別表に掲げる率を乗じて得た額の区分別の合計額と、３の配分経費に対応する補助金等の額(変更された場合は、変更された額とする。）とのもっとも低い額の合計額。

③　防除に関する事務費については、別表の区分ごとの補助事業等に要した配分経費の実支出額に２分の１を乗して得た額と、３の配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

(4)　森林資源地方公共団体管理費補助事業

補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額に２分の１を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

3　補助事業等に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金等の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

4　補助金等の確定額は、次の各号により算出した額の合計額とする。

(1)　森林整備地域活動支援交付金

補助事業に要した配分経費の実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額。

(2)　保安林整備管理事業

補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額に２分の１を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

(3)　森林病害虫等防除事業　事業費 4,285,000　国費 2,142,000

①　補助事業者が行う事業については、別表の区分（防除方法別等区分のあるものについては、防除方法別等区分）ごとの補助事業等に要した配分経費の実支出額に別表に掲げる率を乗じて得た額と、３の配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

②　間接補助事業者が行う事業については、別表の区分（防除方法別等区分のあるものについては、防除方法別等区分）ごとの補助事業等に要した配分経費の実支出額に３分の２（北海道の、のねずみにあっては４分の３）を乗じて得た額と、これに対応する間接補助事業に要した実支出額に別表に掲げる率を乗じて得た額の区分別の合計額と、３の配分経費に対応する補助金等の額(変更された場合は、変更された額とする。）とのもっとも低い額の合計額。

③　防除に関する事務費については、別表の区分ごとの補助事業等に要した配分経費の実支出額に２分の１を乗して得た額と、３の配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

(4)　森林資源地方公共団体管理費補助事業

補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額に２分の１を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

宮崎県森林経営課
23. 6. -7

２３林政政第１１６号
平成２３年６月１日

宮　崎　県　知　事　殿

農林水産大臣　鹿　野　道　彦

平成２３年度森林整備地域活動支援対策事業交付金等の交付決定の通知について

平成２３年５月１２日付け２４９５５－１１１３で申請のあった平成２３年度森林整備地域活動支援対策事業交付金等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第８条の規定により通知する。

記

1　補助金等交付の対象となる事業は、平成２３年５月１２日付け２４９５５－１１１３で申請（以下「申請書」という。）のあった森林整備地域活動支援対策事業等とし、その内容は申請書の補助事業等の内容欄記載のとおりとする。

2　補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりである。ただし、補助事業等の内容が変更された場合における補助事業等に要する経費及び補助金等の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業等に要する経費	金３１３，２６５，０００円
補　助　金　等　の　額	金６７，２７５，０００円

(5)　林業就業促進資金造成費補助事業

補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額と、これに対応する間接補助事業等に要した実支出額に３分の２を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は変更された額とする。）との最も低い額の合計額。

(6)　林業普及指導事業

補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額と配分経費に対応する交付金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

なお、本事業は年間を通した実施が必要な事業であることから、事業着手日は４月１日とし、事業着手日以降の経費について交付金の交付対象経費とする。

(7)　日本型フォレスター活動・育成支援事業

補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

(8)　林業・木材産業改善資金造成費補助事業

補助事業等に要した配分経費ごとに、当該年度に都道府県が一般会計から特別会計に繰り入れる金額の２倍に相当する金額又は配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は変更された額）。

5　補助事業者は、森林法（昭和２６年法律第２４９号）、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和４７年8月１１日付け４７林野政第６４０号。以下「交付要綱」という。）、森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成１４年3月２９日付け１３林政企第１１８号農林水産事務次官依命通知）、保安林整備管理事業実施要領の制定について（昭和５３年8月２２日付け５３林野治第１８８３号）、地域森林計画編成事業実施要領の制定について（平成１２年5月８日付け１２林野計第１８７号）、市町村森林情報緊急整備事業実施要領の制定について（平成２３年4月１日付け２２林整計第２９２号）及び森林病害虫等防除事業実施要領（昭和５７年4月５日付け５７林野保第１２２号）、林業生産流

通総合対策基本要綱（平成１０年４月８日付け１０林野政第２４０号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）、林業生産流通総合対策事業実施要領（平成１０年４月８日付け１０林野政第２４１号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）、林業普及指導推進要綱（平成１７年３月３０日付け１６林整研第１６９号）、林業普及指導事業実施要領（昭和５８年４月４日付け５８林野普第８０号）及び日本型フォレスター活動・育成支援事業実施要領（平成２３年４月１日付け２２林整研第９１０号）に従わなければならない。

6　補助金等の交付条件は、前記５に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1)　補助事業者は、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、農林水産大臣が別に定める期間内は善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。

(2)　補助事業者は、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産のうち交付要綱第１１に定める財産及び適正化法施行令第１３条に定めるその他の財産については、農林水産大臣が別に定める期間内において、農林水産大臣の承認を受けて処分したことにより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(3)　補助事業者は、実績報告（適正化法第１４条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(4)　補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、交付要綱別紙書式戊によりその金額（実績報告において前記(3)により減額した事業については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(5)　補助事業者は、間接補助金等の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

①　間接補助事業者は、この補助金等に係る森林法、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び関係する事業の要領に従うべきこと。

②　間接補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、間接補助事業終了の翌年度から起算して５カ年間整備保管しなければならないこと。

ただし、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金等の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況等その他財産管理に必要な事項を記載した台帳及びその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。

③　間接補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。

④　間接補助事業者は、③の財産のうち交付要綱第１１に定める財産及び適正化法施行令第１３条に定めるものであって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、補助事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載されている場合は、補助事業者の承認を受けたものとすること。

⑤　間接補助事業者が④により、補助事業者の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

⑥　間接補助事業者は、間接補助金等の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならないこと。

(ｱ)　間接補助事業者は、実績報告を行うに当たって、各事業主体の当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(ｲ)　間接補助事業者は、実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、交付要綱別紙書式戊によりその金額（実績報告において前記（3)により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに補助事業者に報告するとともに、補助事業者の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

⑦　間接補助事業者が補助事業者から交付された間接補助金等を更に他の間接補助事業者へ交付する場合においても、間接補助事業者に付された条件と同一の条件を付さなければならないこと。

(6)　補助事業者は、前記（5)の④により承認しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(7)　補助事業者は、前記（5)の⑤により間接補助事業者からその収入の一部に相当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を国に納付しなければならない。

(8)　農林水産大臣は、補助事業者が農林水産大臣の付した条件に違反した場合又は間接補助事業者が補助事業者の付した条件に違反した場合は、補助事業者に対して補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

別　表

区分				防除方法別等区分		国の補助率
				特別伐倒駆除		
				伐倒駆除		
				補完伐倒駆除		
森林病害虫等防除事業	森林病害虫等駆除費	松くい虫駆除費	命令等に係るもの	伐採跡地駆除		1／2
				伐採木等駆除		
				枯損幼齢木駆除		
				薬剤防除（特別防除）		
				薬剤防除（地上散布）		
				薬剤散布（被害拡大未然防止対策緊急防除）		
				樹幹注入		
			奨励に係るもの	特別伐倒駆除		1／2以内
				伐倒駆除		
				補完伐倒駆除		
				伐採木等駆除		
				薬剤防除（特別防除）		
				薬剤防除（地上散布）		
				薬剤散布（被害拡大未然防止対策緊急防除）		
				樹幹注入		
		その他松くい虫駆除費		伐倒駆除		1／2
				薬剤防除		
		その他法定森林病害虫駆除費		からまつ先枯病	伐倒駆除	
					薬剤駆除	
				食葉性害虫薬剤駆除		
				たまばえ類薬剤駆除		
				すぎはだに薬剤駆除		
				ナラ類等せん孔性害虫	薬剤駆除	
					全木焼却	
					予防手法	
				のねずみ薬剤駆除	北海道	3／8
					その他	1／3
	防除に関する事務費			命令等に係るもの		1／2
				奨励に係るもの		1／2以内

様式Ｉの付

3　森林病害虫等防除事業

区分			数量	事業費（円）(A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費（円）(A)+(B)	経費内訳 国庫補助金（円）(A)	県（都道府）負担金（円）(B)	市町村負担金（円）(C)	その他負担金（円）(D)	備考
森林病害虫等駆除費				1,000,000	1,000,000	500,000	500,000			
	松くい虫駆除費	命令等に係るもの	14㎥	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000			
		奨励に係るもの								
	その他松くい虫駆除費									
	その他森林病害虫等駆除費									
防除に関する事務費										
	森林病害虫等の駆除に関する事務費（奨励防除に係るものを除く。）									
	奨励防除に関する事務費									
防除に附帯する事業費				3,285,000	3,285,000	1,642,000	1,643,000			
計				4,285,000	4,285,000	2,142,000	2,143,000			

（注）1　「松くい虫防除事業計画」、「森林病害虫等（松くい虫を除く。）防除事業計画」及び「防除に附帯する事業計画」を添付すること。

2　「命令等に係るもの」とは防除法第５条第２項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第５条第３項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第５条第１項の規定による防除法第３条第１項の命令により受命者が行う防除、防除法第７条第１項の規定による森林害虫防除員の指示により受命者が行う防除及び防除法第５条第４項において準用する防除法第４条第１項の規定により都道府県知事が行う防除をいう。

3　「奨励に係るもの」とは、松くい虫被害対策自主事業計画に基づき松林所有者等が行う防除をいう。

4　防除に関する事務費については、備考欄に地方自治法施行規則第１５条の別記による節に区分して記入すること。

5　防除に関する事務費の算出基礎に備品購入がある場合は、備品名、数量及び金額を備考欄に記載すること。

「未来」高度公益（樹幹注入）　1,000,000　500,000

「薬剤」安全確認　3,285,000　1,642,000

別紙

宮崎県森林経営課
23. 6. -7

２３林政政第１１６号
平成２３年６月１日

宮　崎　県　知　事　殿

農林水産大臣　鹿　野　道　彦

平成２３年度森林整備地域活動支援対策事業交付金等の交付決定の通知について

平成２３年５月１２日付け２４９５５－１１１３で申請のあった平成２３年度森林整備地域活動支援対策事業交付金等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第８条の規定により通知する。

記

1　補助金等交付の対象となる事業は、平成２３年５月１２日付け２４９５５－１１１３で申請（以下「申請書」という。）のあった森林整備地域活動支援対策事業等とし、その内容は申請書の補助事業等の内容欄記載のとおりとする。

2　補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりである。ただし、補助事業等の内容が変更された場合における補助事業等に要する経費及び補助金等の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業等に要する経費	金３１３，２６５，０００円
補　助　金　等　の　額	金６７，２７５，０００円

3　補助事業等に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金等の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

4　補助金等の確定額は、次の各号により算出した額の合計額とする。

(1)　森林整備地域活動支援交付金

補助事業に要した配分経費の実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額。

(2)　保安林整備管理事業

補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額に２分の１を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

(3)　森林病害虫等防除事業

①　補助事業者が行う事業については、別表の区分（防除方法別等区分のあるものについては、防除方法別等区分）ごとの補助事業等に要した配分経費の実支出額に別表に掲げる率を乗じて得た額と、３の配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

②　間接補助事業者が行う事業については、別表の区分（防除方法別等区分のあるものについては、防除方法別等区分）ごとの補助事業等に要した配分経費の実支出額に３分の２（北海道の、のねずみにあっては４分の３）を乗じて得た額と、これに対応する間接補助事業に要した実支出額に別表に掲げる率を乗じて得た額の区分別の合計額と、３の配分経費に対応する補助金等の額(変更された場合は、変更された額とする。）とのもっとも低い額の合計額。

③　防除に関する事務費については、別表の区分ごとの補助事業等に要した配分経費の実支出額に２分の１を乗して得た額と、３の配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

(4)　森林資源地方公共団体管理費補助事業

補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額に２分の１を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

(5)　林業就業促進資金造成費補助事業

補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額と、これに対応する間接補助事業等に要した実支出額に３分の２を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は変更された額とする。）との最も低い額の合計額。

(6)　林業普及指導事業

補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額と配分経費に対応する交付金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

なお、本事業は年間を通した実施が必要な事業であることから、事業着手日は４月１日とし、事業着手日以降の経費について交付金の交付対象経費とする。

(7)　日本型フォレスター活動・育成支援事業

補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

(8)　林業・木材産業改善資金造成費補助事業

補助事業等に要した配分経費ごとに、当該年度に都道府県が一般会計から特別会計に繰り入れる金額の２倍に相当する金額又は配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は変更された額）。

5　補助事業者は、森林法（昭和２６年法律第２４９号）、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和４７年８月１１日付け４７林野政第６４０号。以下「交付要綱」という。）、森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成１４年３月２９日付け１３林政企第１１８号農林水産事務次官依命通知）、保安林整備管理事業実施要領の制定について（昭和５３年８月２２日付け５３林野治第１８８３号）、地域森林計画編成事業実施要領の制定について（平成１２年５月８日付け１２林野計第１８７号）、市町村森林情報緊急整備事業実施要領の制定について（平成２３年４月１日付け２２林整計第２９２号）及び森林病害虫等防除事業実施要領（昭和５７年４月５日付け５７林野保第１２２号）、林業生産流

通総合対策基本要綱（平成１０年４月８日付け１０林野政第２４０号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）、林業生産流通総合対策事業実施要領（平成１０年４月８日付け１０林野政第２４１号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）、林業普及指導推進要綱（平成１７年３月３０日付け１６林整研第１６９号）、林業普及指導事業実施要領（昭和５８年４月４日付け５８林野普第８０号）及び日本型フォレスター活動・育成支援事業実施要領（平成２３年４月１日付け２２林整研第９１０号）に従わなければならない。

6　補助金等の交付条件は、前記５に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1)　補助事業者は、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、農林水産大臣が別に定める期間内は善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。

(2)　補助事業者は、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産のうち交付要綱第１１に定める財産及び適正化法施行令第１３条に定めるその他の財産については、農林水産大臣が別に定める期間内において、農林水産大臣の承認を受けて処分したことにより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(3)　補助事業者は、実績報告（適正化法第１４条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(4)　補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、交付要綱別紙書式戊によりその金額（実績報告において前記(3)により減額した事業については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(5)　補助事業者は、間接補助金等の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

①　間接補助事業者は、この補助金等に係る森林法、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び関係する事業の要領に従うべきこと。

②　間接補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、間接補助事業終了の翌年度から起算して５カ年間整備保管しなければならないこと。

ただし、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金等の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況等その他財産管理に必要な事項を記載した台帳及びその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。

③　間接補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。

④　間接補助事業者は、③の財産のうち交付要綱第１１に定める財産及び適正化法施行令第１３条に定めるものであって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、補助事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載されている場合は、補助事業者の承認を受けたものとすること。

⑤　間接補助事業者が④により、補助事業者の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

⑥　間接補助事業者は、間接補助金等の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならないこと。

(ｱ)　間接補助事業者は、実績報告を行うに当たって、各事業主体の当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(ｲ)　間接補助事業者は、実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、交付要綱別紙書式戊によりその金額（実績報告において前記（3)により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに補助事業者に報告するとともに、補助事業者の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

⑦　間接補助事業者が補助事業者から交付された間接補助金等を更に他の間接補助事業者へ交付する場合においても、間接補助事業者に付された条件と同一の条件を付さなければならないこと。

(6)　補助事業者は、前記（5)の④により承認しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(7)　補助事業者は、前記（5)の⑤により間接補助事業者からその収入の一部に相当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を国に納付しなければならない。

(8)　農林水産大臣は、補助事業者が農林水産大臣の付した条件に違反した場合又は間接補助事業者が補助事業者の付した条件に違反した場合は、補助事業者に対して補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

別　表

区分				防除方法別等区分		国の補助率
				特別伐倒駆除		
				伐倒駆除		
				補完伐倒駆除		
森林病害虫等防除事業	森林病害虫等駆除費	松くい虫駆除費	命令等に係るもの	伐採跡地駆除		1／2
				伐採木等駆除		
				枯損幼齢木駆除		
				薬剤防除（特別防除）		
				薬剤防除（地上散布）		
				薬剤散布（被害拡大未然防止対策緊急防除）		
				樹幹注入		
			奨励に係るもの	特別伐倒駆除		1／2以内
				伐倒駆除		
				補完伐倒駆除		
				伐採木等駆除		
				薬剤防除（特別防除）		
				薬剤防除（地上散布）		
				薬剤散布（被害拡大未然防止対策緊急防除）		
				樹幹注入		
		その他松くい虫駆除費		伐倒駆除		1／2
				薬剤防除		
		その他法定森林病害虫駆除費		からまつ先枯病	伐倒駆除	
					薬剤駆除	
				食葉性害虫薬剤駆除		
				たまばえ類薬剤駆除		
				すぎはだに薬剤駆除		
				ナラ類等せん孔性害虫	薬剤駆除	
					全木焼却	
					予防手法	
				のねずみ薬剤駆除	北海道	3／8
					その他	1／3
	防除に関する事務費			命令等に係るもの		1／2
				奨励に係るもの		1／2以内

中村 康成

差出人: 鈴木 隆夫
送信日時: 2011年4月19日火曜日 17:10
宛先: 日高 進; 中村 康成; 山口 雄司
件名: 平成23年度森林整備地域活動支援対策事業交付金等の交付申請について
添付ファイル: 23森林整備地域活動支援対策等別記様式.xls

お疲れさまです。
別添様式の関係欄に記入して、４月２８日（木）までに返信してください。
期限厳守でよろしくお願いします。
※平成２３年４月１日付け２２林政政第６８９号参照

主幹	係員	主任

標記について、森林計画担当から申請書の作成依頼があったので、別紙のとおり提出してよろしいか。
※ 森林病害虫等防除事業費補助金 分

様式Ｉの付

3　森林病害虫等防除事業

区分			数量	事業費（円）(A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費（円）(A)+(B)	経費内訳 国庫補助金（円）(A)	経費内訳 県（都道府）負担金（円）(B)	経費内訳 市町村負担金（円）(C)	経費内訳 その他負担金（円）(D)	備考
森林病害虫等駆除費				1,000,000	1,000,000	500,000	500,000			
	松くい虫駆除費	命令等に係るもの	14㎥	1,000,000	1,000,000	500,000	500,000			
		奨励に係るもの								
	その他松くい虫駆除費									
	その他森林病害虫等駆除費									
防除に関する事務費										
	森林病害虫等の駆除に関する事務費（奨励防除に係るものを除く。）									
	奨励防除に関する事務費									
防除に附帯する事業費				3,285,000	3,285,000	1,642,000	1,643,000			
計				4,285,000	4,285,000	2,142,000	2,143,000			

（注）1　「松くい虫防除事業計画」、「森林病害虫等（松くい虫を除く。）防除事業計画」及び「防除に附帯する事業計画」を添付すること。

2　「命令等に係るもの」とは防除法第５条第２項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第５条第３項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第５条第１項の規定による防除法第３条第１項の命令により受命者が行う防除、防除法第７条第１項の規定による森林害虫防除員の指示により受命者が行う防除及び防除法第５条第４項において準用する防除法第４条第１項の規定により都道府県知事が行う防除をいう。

3　「奨励に係るもの」とは、松くい虫被害対策自主事業計画に基づき松林所有者等が行う防除をいう。

4　防除に関する事務費については、備考欄に地方自治法施行規則第１５条の別記による節に区分して記入すること。

5　防除に関する事務費の算出基礎に備品購入がある場合は、備品名、数量及び金額を備考欄に記載すること。

別紙

森林病害虫等防除事業明細表

（1）松くい虫防除事業計画

防除方法	区　　分	数　　量	事業費（円）	負担区分				備　　考
				国庫補助金（円）	県（都道府）負担金（円）	市町村負担金（円）	その他負担金（円）	
樹幹注入	命令等に係るもの	14㎥	1,000,000	500,000	500,000			
	奨励に係るもの							
	小　計	14㎥	1,000,000	500,000	500,000			
	命令等に係るもの							
	奨励に係るもの							
	小　計							
	命令等に係るもの							
	奨励に係るもの							
	小　計							
	命令等に係るもの							
	奨励に係るもの							
	小　計							
合計	命令等に係るもの	14㎥	1,000,000	500,000	500,000			
	奨励に係るもの							
	小　計	14㎥	1,000,000	500,000	500,000			

（注）1 防除方法欄は、伐倒（薬剤散布型１種）駆除、伐倒（薬剤散布型２種（林内処理））駆除、伐倒（薬剤散布型２種（搬出処理））駆除、伐倒（くん蒸型１種）駆除、伐倒（くん蒸型２種（林内処理））駆除、伐倒（くん蒸型２種（搬出処理））駆除、伐採跡地駆除、伐採木等駆除、枯損幼齢木駆除、特別伐倒（破砕１種）駆除、特別伐倒（破砕２種（一般搬出））駆除、特別伐倒（破砕２種（林内散布））駆除、特別伐倒（破砕２種（ヘリ搬出））駆除、特別伐倒（全木焼却）駆除、補完伐倒（１種）駆除、補完伐倒（２種）駆除、薬剤防除（特別防除）、薬剤防除（地上散布（一般散布））、薬剤防除（地上散布（無人ヘリコプター散布））、薬剤防除（地上散布

2 数量の単位は、枯損幼齢木駆除、薬剤防除（特別防除、地上散布）にあっては「ha」、伐採跡地駆除にあっては「a」、樹幹注入にあっては「本」（立木本数）、それ以外の駆除及び防除にあっては「㎥」とする。

3 備考欄に、害虫等名別、防除方法別に積算根拠を記入すること。

（4）防除に附帯する事業計画

区　　分	数量	事業費（円） (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費 (A)+(B)	経費内訳 国庫補助金（円） (A)	県（都道府）負担金（円） (B)	市町村負担金（円） (C)	その他負担金（円） (D)	備考
被害防止対策事業								
都道府県が実施主体のもの								
都道府県以外が実施主体のもの								
被害監視事業								
都道府県が実施主体のもの								
都道府県以外が実施主体のもの								
薬剤防除自然環境等影響調査事業		3,285,000	3,285,000	1,642,000	1,643,000			特別防除
都道府県が実施主体のもの		3,285,000	3,285,000	1,642,000	1,643,000			
都道府県以外が実施主体のもの								
合　　計		3,285,000	3,285,000	1,642,000	1,643,000			

（注）　特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布）により行う場合は、その旨を明記すること。

③薬剤防除自然環境等影響調査事業

ア　定点追跡調査

調査定点所在地	薬剤散布地域	延岡市熊野江、宮崎市一ツ葉		
	薬剤無散布地域	延岡市北川町		
調　査　内　容		事業費　(円)	調査実施者	備　　考
(1)　環境条件調査		1,337,000	未定	特別防除、乳剤
(2)　自然環境等に及ぼす影響調査		1,948,000	未定	特別防除、乳剤
(3)　その他				

(注) 1　調査実施者は、県林業試験場、県○○研究所、財団法人○○研究所等と具体的に記入すること。

2　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、マイクロカプセル剤、乳剤等を記入する。

イ　簡易調査

（ア）水質調査

市町村名	散布面積	地点数	検体数		事業費　(円)	備考
			特別防除実施地区内	特別防除実施地区下流		
	ha					
計						

(注)　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、事業費の積算過程を記入する。

（イ）気中濃度調査

市町村名	散布面積	地点数	検体数	事業費　(円)	備考
	ha				
計					

(注)　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、事業費の積算過程を記入する。

様式Ⅱ

平成２３年度森林整備地域活動支援対策事業等収支予算書

（1）収　入　　（単位：円）

区　　分	予算額 国庫補助金等 (A)	予算額 都道府県負担金 (B)	予算額 計 (A)+(B)=(C)	備　考
森林整備地域活動支援対策事業				
保安林整備管理事業				
森林病害虫等防除事業	2,142,000	2,143,000	4,285,000	
地域森林計画編成事業				
林業就業促進資金造成費補助事業				
林業・木材産業改善資金造成費補助事業				
林業普及指導事業				
合　計				

（2）支　出　　（単位：円）

区　　分	予算額 国庫補助金等 (A)	予算額 都道府県負担金 (B)	予算額 計 (A)+(B)=(C)	算出基礎（地方自治法施行規則（昭和２２年５月３日内務省令第２９号）第１５条の規定に基づく節の区分により記載する。）										
							賃金		旅費			委託料		
森林整備地域活動支援対策事業														
保安林整備管理事業														
指定・解除														
指定施業要件変更														
保安林損失補償事業														
森林病害虫等防除事業	2,142,000	2,143,000	4,285,000				45,000		12,000			4,228,000		
地域森林計画編成事業														
林業就業促進資金造成費補助事業														
林業・木材産業改善資金造成費補助事業														
林業普及指導事業														
合　計														

宮崎県森林経営課
23.4.-7
第

２２林政政第６８９号
平成２３年 ４月 １日

自然環境課長	補佐(総括)	補佐(技術)	担当主幹	課員	主任
		渡邊		村	宮

宮 崎 県 知 事 殿

林 野 庁 長 官

平成２３年度森林整備地域活動支援対策事業交付金等の割当内示について

平成２３年度森林整備地域活動支援対策事業交付金等について、別表のとおり割当内示をする。

なお、交付金等の交付申請書の提出期限は、平成２３年５月１６日と定められたので、併せて通知する。

割当内示

別　表

宮　崎　県

（単位：千円）

区　　分	今回内示額	既内示額	内示額計
（項）森林整備・保全費	52,437	0	52,437
（目）森林整備地域活動支援交付金	31,138	0	31,138
（目）保安林整備事業費等補助金	718	0	718
（目）森林病害虫等防除事業費補助金	2,142	0	2,142
（目）森林資源地方公共団体管理費補助金	18,439	0	18,439
（項）林業振興対策費	14,838	0	14,838
（目）林業就業促進資金造成費補助	0	0	0
（目）林業普及指導事業交付金	11,540	0	11,540
（目）林業技術者等育成事業費補助金	3,298	0	3,298
（項）林差物供給等振興対策費	0	0	0
（目）林業・木材産業改善資金造成費補助金	0	0	0
合　　計	67,275	0	67,275

内訳
718
内訳
2,142

宮崎県森林経営課
23.4.-7
第

２２林政政第６８９号
平成２３年 ４月 １日

自然環境課長	補佐(総括)	補佐(技術)	担当主幹	課員	主任

宮 崎 県 知 事 殿

林 野 庁 長 官

平成２３年度森林整備地域活動支援対策事業交付金等の割当内示について

平成２３年度森林整備地域活動支援対策事業交付金等について、別表のとおり割当内示をする。

なお、交付金等の交付申請書の提出期限は、平成２３年５月１６日と定められたので、併せて通知する。

別　表

宮　崎　県

（単位：千円）

区　　分	今回内示額	既内示額	内示額計
（項）森林整備・保全費	52,437	0	52,437
（目）森林整備地域活動支援交付金	31,138	0	31,138
（目）保安林整備事業費等補助金	718	0	〃 718
（目）森林病害虫等防除事業費補助金	2,142	0	〃 2,142
（目）森林資源地方公共団体管理費補助金	18,439	0	18,439
（項）林業振興対策費	14,838	0	14,838
（目）林業就業促進資金造成費補助	0	0	0
（目）林業普及指導事業交付金	11,540	0	11,540
（目）林業技術者等育成事業費補助金	3,298	0	3,298
（項）林差物供給等振興対策費	0	0	0
（目）林業・木材産業改善資金造成費補助金	0	0	0
合　　計	67,275	0	67,275

林道 718
林南 2,142